

セーフティネット保証5号の追加指定について

～令和3年3月3日公表に係る基本的な応答集～

中小企業庁
金融課

今般の業種追加に関する基本的な応答要領は以下の通りです。

なお、本応答集は事業者からの基本的な照会に対するものとして作成したものです。

問1. 認定申請行為はいつから行うことができるのか。

答 令和2年3月6日に官報告示予定であり、同日以降に認定行為を開始することが可能です。

問2. 告示の指定期間はいつか。

答 令和2年1月1日から同年3月31日の指定業種への追加的であることから、同年3月6日の告示における指定期間も同年3月31日までとなります。

問3. 業種の追加は3月6日の告示のみか。

答 現在も業種ごとの業況調査を行っており、今後も業種ごとの状況を見ながら適宜追加を行うことを想定している。

問4. 令和2年4月1日以降の対象業種の発表はいつか。

答 3月下旬を予定しております。

問5. 今次追加業種の選定方法・調査方法は。

答 2月下旬から、信用保証協会の保証対象となる業種を所管する全省庁に対して新型コロナウイルス感染症による業況に係る緊急的な調査を依頼しています。

今次追加業種は、既に業況が悪化していることが明らかであり、早々に追加指定する必要があると所管省庁が判断した業種を指定するものです。

問6. 認定申請書の様式はこれまでと異なるのか。

答 従来の様式と同じです。

なお、新型コロナウイルス感染症に影響によるものについては、新型コロナウイルス感染症の影響が2月以降に顕在化していることに鑑み、一定の期間は認定基準について「最近1ヶ月間の売上高等の前年比、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等の前年同期比」と運用緩和しています。

問7. 認定申請書のひな形はどこから入手すれば良いのか。

答 中小企業庁から各経済産業局・部を通じて全国の都道府県に認定申請書のひな形等を送付済みであり、都道府県の所定の部署にお問い合わせください。

問8. 事業者の営む事業がどのような業種に該当するのかの確認はどのように行えばよいか。

答 指定業種の調べ方は「日本標準産業分類」の検索システムにて、業種に関するキーワード等を入れて検索してください。

「日本標準産業分類」 <https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

なお、事業者が営んでいる事業が具体的にどの業種に該当するかの判断は、認定を行う市区町村が行うものであるため、該当すると判断される業種があれば、該当する理由について市区町村に照会し、必要に応じて補足説明等を行ってください。

問8. 事業者の5号の認定申請はどこで出来るのか。

答 事業者が所在している市区町村です。

具体的には、法人の場合には登記上の住所地又は事業実態のある事業所の所在地、個人の場合は事業実態のある事業所の所在地にて認定申請を行うことが可能です。

以上

(補足)

上記応答例は今般の追加指定等あたっての基本的な応答例をまとめたものであり、より詳細な認定実務等については別途当庁が策定している照会回答事例集をご参照ください。